平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれの女性の方へ子宮頸がん（HPV）ワクチン（全3回）を無料で接種できる期間を令和8年3月31日まで延長します

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に、HPVワクチンの接種を1回以上受けた方が対象です。合計3回までの接種を無料で受けることができる期間を、令和8年3月31日まで延長します。
初回接種が令和7年4月1日以降となった場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

問 こども家庭センター
（子どもすこやか課内）☎52-2333

児童手当のご案内

令和6年10月から児童手当の制度が一部変更になりました。認定請求がまだお済みでない方は、お早めに手続きをお願いします。
【手続きが必要な方】
◆児童手当の算定対象になっていない高校生年代のお子さんがいる方
◆所得制限等で児童手当が支給されていない方
◆児童手当を受給していて、①・②の両方にあてはまる方
①大学生年代のお子さんを養育している
②高校生年代までのお子さんと①のお子さんの合計が3人以上いる
※認定請求の要否・詳細については、市ホームページをご覧ください。
※公務員の方は、勤務先にお問い合わせください。

問 子どもすこやか課 ☎52-5606

病児・病後児保育について

認定こども園等に通っているお子さんが病気により通園できず、かつ保護者が仕事を休むことができないときなどに院内で一時預かりをします。
【対象者】美馬市、つるぎ町に在住の、病気「回復期」で認定こども園等に通園しているお子さん
※小学校3年生まで利用可能

【利用申込】
病児保育所みーま（としま小児科）脇町字拝原1774番地6
直接、電話にてお申し込みください。（☎0883-53-6011）
※当日午前7時30分より受付開始

【保育時間】
午前8時30分～午後6時（土曜日は午後5時まで）
※木曜日・日曜日・祝日は休み

【利用料】2,000円／日
【持参物】保険証等・医療費受給者証・印鑑・薬・着替え・弁当・飲み物など

問 子どもすこやか課 ☎52-5606

「高齢者等住まいの安全確保対策支援パッケージ事業」申請は令和7年3月31日まで

災害時に配慮を要する高齢者・障がい者の方の住まいの安全を確保するため、器具等の購入・取付費用の一部を補助します。
申請の締切は令和7年3月31日です。ご検討されている方は、期日までに申請をお願いします。

詳しくはこちら

問〈火災報知器・感震ブレーカー〉
消防本部予防課☎52-3061
〈家具固定〉危機管理課☎52-1677

観光戦略策定に向けた市民アンケートご協力のお礼

広報みま11月号でお願いしていた「観光戦略策定に向けた市民アンケート」に、**582件**の回答がありました。ご協力いただきありがとうございました。
いただいたご意見につきましては、今年度末に策定完了予定の「美馬市観光戦略」に反映するとともに、今後の観光振興施策に活かしてまいりたいと考えております。なお、景品につきましては、ご回答いただいた方の中から抽選し、15名の方にすでに発送させていただいております。
今後とも観光行政の推進にご理解ご協力いただきますようお願いします。

問 観光交流課☎52-5610

MIMACA加盟店募集！

デジタル地域通貨MIMACAが利用できる事業者を募集しています。

【登録条件】
①美馬市内の事業者に限ります。
②決済には専用アプリを利用するため、インターネットに接続できるスマートフォンまたはタブレットが必要です。
※市からスマートフォン端末の無償貸与が可能です。通信費は加盟店負担となります。ポイント還元分や決済手数料等の加盟店負担は原則必要ありません。
【登録方法】
（方法１）インターネットによる申請
加盟店登録フォームに必要事項を入力し、送信してください。
登録フォーム
（方法２）書面による申請
企業応援課窓口に備え付けている「MIMACA加盟店等登録申請書」に必要事項を記入し、企業応援課に提出してください。

デジタル地域通貨MIMACAとは
美馬市内の加盟店で「１ミマポ（ポイント）＝１円」として利用できるキャッシュレス決済サービスです。チャージ（入金）することで繰り返し利用できます。キャッシュレス決済の普及と市内経済の好循環創出のため運用しています。

問 企業応援課☎52-1263

税の申告はお早めに！

申告が必要かどうか確認しよう

令和7年1月1日現在、美馬市に住所（住民登録）がある

いいえ → 令和7年1月1日に住所（住民登録）があった市区町村へ相談してください

は い ↓

フローチャートは、あくまでも一般的な例を示しています。

令和６年１月～12月の間にどのような収入がありましたか

主に給与

給与以外の所得がある
- はい → 給与以外の所得が20万円を超える
  - はい → 確定申告
  - いいえ → 市・県民税申告
- いいえ → 勤め先が１か所で、会社で年末調整をしている
  - はい → 扶養、医療費等控除の追加がある
    - はい → 市・県民税申告 または 確定申告（※２）
    - いいえ → 申告不要
  - いいえ → 確定申告

主に公的年金

年金収入が400万円以下である
- はい → 年金以外の所得がある
  - はい → 年金以外の所得が20万円を超える
    - はい → 確定申告 / 市・県民税申告
    - いいえ → 扶養、医療費等控除の追加がある
      - はい → 市・県民税申告 または 確定申告（※２）
      - いいえ → 申告不要
  - いいえ → 扶養、医療費等控除の追加がある
    - はい → 市・県民税申告 または 確定申告（※２）
    - いいえ → 申告不要
- いいえ → 確定申告

主に営業・農業・不動産収入

所得金額（収入ー経費）が所得控除の合計額より大きい
- はい → 確定申告
- いいえ → 市・県民税申告

収入なしまたは非課税収入(※1)のみ

申告不要

ただし、（※３）に該当する場合は、**市・県民税申告**

親族に扶養されている方も（※３）に該当する場合は申告が必要です。

（※1）非課税収入とは、遺族年金、障害年金、雇用（失業）保険、傷病手当等です。

（※2）所得税を納付する、または還付を受ける場合は、確定申告をしてください。

（※3）次に該当する場合は、市・県民税申告をしてください。

① 国民健康保険の加入者およびその世帯主の方
② 後期高齢者医療制度の加入者およびその世帯の方
③ 介護・障がい福祉サービス等を利用している方およびその世帯の方
④ 国民年金保険料の免除申請をする方およびその世帯の方
⑤ 保育所、認定こども園等に入所しているお子さまがいる方
⑥ 奨学金や就学援助制度を利用する方
⑦ 前年中に「課税収入(所得)がなかった」という内容の『非課税証明書』が必要な方

脇町税務署の確定申告会場について

開設期間

2月17日（月）～3月17日（月）土日祝日を除く
午前8時30分～午後4時（相談開始は午前9時から）

※入場整理券の配付状況により、午後4時前であっても受付を終了させていただく場合があります。

※上記の期間より前でも、作成済みの申告書等の提出は受け付けております。

※贈与税や土地などの譲渡所得について申告相談を希望される方は、3月3日（月）以降にお越しください。

会場内の混雑緩和のため確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。（作成済申告書の提出のみであれば不要です）

入場整理券の入手方法

当日配付またはLINEを通じたオンライン事前発行

※当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます。

オンライン事前発行の方法

①LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加
②「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択
③税務署や来場希望日時を選択
④内容を確認して「申込」をタップして完了
→入場時に申込完了画面を提示すれば入場できます。

入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、この機会にご自宅からのe-Taxをご利用ください。

国税庁
LINE公式アカウント
@kokuzei

問 脇町税務署　☎52-1206

申告に必要なものを確認しよう

《　共通　》

- □ 個人番号が確認できる書類（マイナンバーカード等）
- □ 本人確認書類（運転免許証等）
- □ 税務署からのお知らせハガキなど

＋

《　申告することで還付を受けたい方　》

- □ 還付先の口座番号が確認できるもの（預金通帳等）

《　給与所得者・年金受給者の方　》

- □ 源泉徴収票（原本）※昨年中に収入があったものに限る。

《　農業・営業・不動産所得等がある方　》

- □ 収入金額と必要経費が確認できる書類
  （収支内訳書を作成してご持参ください）

《　雑所得・一時所得がある方　》

- □ 収入金額と必要経費が確認できる書類
  （証明書等）※昨年中に収入・支出があったものに限る。

《　各種控除を受けたい方　》

社会保険料控除
- □ 領収書（原本）または支払い証明書等
  ※昨年中に支払ったものに限る。

生命保険料・個人年金保険料・地震保険料等控除
- □ 控除証明書（原本）※昨年中に支払ったものに限る。

障害者控除
- □ 障害者手帳または障害者控除対象者認定書等

寄附金控除
- □ 受領証明書

医療費控除
- □ 医療費控除の明細書※昨年中に支払ったものに限る。
  または医療費通知（原本）

⚠ 領収書だけでは控除を受けることはできませんので、医療費控除の明細書を作成してご持参ください。

次に該当する方は、市役所で受付できませんので脇町税務署で確定申告をしてください。

- ●青色申告、損失申告、雑損控除の申告
- ●土地建物、株式等の譲渡所得の申告
- ●譲渡損失、配当所得、消費税の申告
- ●住宅借入金等特別控除（初年度）の申告
- ●準確定申告（亡くなられた方）
- ●海外に居住している人を扶養とする申告

市・県民税の申告受付日程と会場については、市のホームページをご覧いただくか、税務課(☎52-5602)までお問い合わせください。広報みま1月号8~9ページにも掲載しています。

確定申告など国税についてのご相談は国税相談専用ダイヤルやチャットボットをご利用ください

【電話でのご相談】確定申告についてのご相談は、0570-00-5901（国税相談専用ダイヤル）にお電話いただき、自動音声案内に従い、『0』番を選択してください。
開設期間:3月17日（月）まで
受付時間:午前8時30分から午後5時まで
所得税・消費税・贈与税の確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。
なお、土・日・祝日については、3月2日（日）のみ、電話相談を行っております。

※国税相談専用ダイヤルは、確定申告以外の国税に関する一般的なご相談にも対応しています。確定申告以外のご相談の場合は、自動音声案内に従い、希望される相談内容の番号『1』番から『6』番を選択してください。

【チャットボットでのご相談】
AI（人工知能）を活用した税務相談チャットボット「ふたば」では、パソコンのほか、スマートフォンやタブレットから24時間（メンテナンス時間を除く。）所得税や消費税の確定申告に関するご相談やインボイス制度に関するご相談を受け付けています。
質問したいことをメニューから選択するか、自由に文字で入力いただくとAIが自動回答します。

税務相談
チャットボット

令和6年度住民税非課税世帯物価高騰支援給付金（3万円）と子ども加算の支給対象者に通知書等をお送りしています

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の低所得世帯支援枠を活用し、物価高騰の影響が大きい住民税均等割が非課税である世帯に、給付金を給付します。

【対象となる世帯】
次の（1）～（4）全てに該当する世帯
（1）基準日（令和6年12月13日）に美馬市に住民票があること
（2）世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税であること
（3）住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみの世帯ではないこと
（4）世帯に租税条約による住民税の免除を届け出ている者がいないこと

※「子ども加算」の対象は、上記（1）～（4）の項目に該当し、平成18年4月2日から令和7年4月1日までに生まれた児童と生計を同一にしている世帯です。

【給付額】1世帯あたり3万円（子ども加算は、対象児童1人あたり2万円）

【振込日】令和7年2月下旬以降順次振込を行います。確認書の場合は受付後3～4週間程度で振込予定です。

【手続きについて】対象と思われる世帯には、「通知書」または「確認書」をお送りしています。

①**「通知書」が届いている世帯**は、
令和6年度新たに住民税非課税となる世帯支援給付金10万円を受給し、世帯主等変更がない世帯です。
内容をご確認いただき、口座等の変更がなければ手続きは不要です。

②**「確認書」が届いている世帯**は、
上記①以外の令和6年度住民税非課税世帯です。
内容をご確認いただき、必要書類の貼付や必要事項を記入し、提出してください。
提出期限は、**令和7年4月30日（水）当日消印有効**です。

注意事項
・令和6年12月14日から令和7年4月1日までに生まれた新生児がいる世帯は、申請書の提出が必要です。
・世帯の中に未申告者がいる場合は、「確認書」をお送りできません。
・世帯の中に令和6年1月2日以降に転入された方がいる場合は、別途手続きが必要です。

問 給付金対策室☎52-1366

マイナ保険証をお持ちでなくても、これまでどおり医療を受けられます

昨年12月2日から、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。
また、今お持ちの保険証は、有効期限まで利用できます。
有効期限が切れる場合でも、マイナ保険証の利用登録がない方には資格確認書が交付されます。

詳しくはこちら
政府広報オンライン

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

問 保険健康課（国民健康保険担当）☎52-5601